

区長報告第五号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、令和三年度港区一般会計補正予算（第九号）を令和四年二月十四日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和四年二月十六日

港 区 長
武 井 雅 昭

令和3年度
(2021年度)

港区一般会計補正予算

(第9号)

港 区

令和 3 年度

港区一般会計補正予算（第 9 号）

令和3年度港区一般会計補正予算（第9号）

令和3年度港区の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,764,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月14日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 特別区税		73,517,078	1,320,354	74,837,432
	1 特別区民税	69,137,857	1,320,354	70,458,211
歳入合計		179,443,885	1,320,354	180,764,239

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		22,225,166	1,320,354	23,545,520
	2 徴税費	1,132,899	1,320,354	2,453,253
歳 出 合 計		179,443,885	1,320,354	180,764,239